

春日井市定額減税補足給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき、令和6年度に実施される特別税額控除による減税可能額が、減税前の税額を上回る者に対し、定額減税補足給付金(以下「調整給付金」という。)を支給する事業(第8条において「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 調整給付金の支給対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和6年1月1日時点で春日井市に住所を有するもの(春日井市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割(以下「個人住民税所得割」という。)が課される者を含む。)とする。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る所得税の納税義務者(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する居住者に限り、令和5年分所得税に係る合計所得金額が18,050,000円を超える者を除く。)

ア 30,000円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者(令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が18,050,000円を超える者を除く。)

ア 10,000円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの令和6年分所得税額として推計した額は、令和6年度分個人住民税課税情報を基に所得税法の規定に準じて算出した総所得金額等から次項第1号の所得控除額を控除した額に、所得税法に規定する税率を乗じて得た額から、同項第2号の税額控除額を控除した額とする。この場合において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）の規定による復興特別所得税額に係る算定は行わない。

3 前項の規定により控除する所得控除額及び税額控除額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 所得控除額 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、ひとり親控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、障害者控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額

(2) 税額控除額 配当控除額及び住宅借入金等特別税額控除額

4 第1項第2号イに規定する額は、地方税法附則第5条の8の規定による令和6年度分特別税額控除前の額とする。

(支給額)

第3条 調整給付金の金額は、次に掲げる額の合算額（10,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

(1) 前条第1項第1号アに掲げる金額から同号イに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(2) 前条第1項第2号アに掲げる金額から同号イに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

2 調整給付金の金額の算定等は、令和6年6月3日（次項において「基準日」という。）時点の令和6年度分個人住民税課税情報を基に行うものとする。

3 基準日以後に生じた前条第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げ

る額の修正等については、原則として、第1項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

(支給の方式)

第4条 市長は、対象者の住民基本台帳上の住所地に定額減税補足給付金（調整給付金）支給要件確認書（第1号様式。以下「確認書」という。）の送付を行うものとする。

2 調整給付金の支給を受けようとする対象者は、前項の確認書を市長に提出するものとする。

3 調整給付金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方式により行うものとする。ただし、第2号に掲げる方式は、確認書の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号の方式による支給が困難な場合に限る。

(1) 口座振込方式 市が提出者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 現金交付方式 市が当該窓口又は現金書留等で現金を交付することにより支給する方式

4 市長は、確認書の提出に当たり、提出者に公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めることにより、提出者本人による提出であることを確認するものとする。

5 住民基本台帳上の住所地と異なる場所に確認書の送付を希望する対象者は、定額減税補足給付金（調整給付金）支給要件確認書送付先変更届（第2号様式。以下「届出書」という。）を提出するものとする。

6 市長は、届出書の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書等を送付するものとする。

(代理による確認書の提出等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者に代わり、代理人として同条の規定による確認書又は届出書の提出を行うことができる。

(1) 対象者の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。）

(2) 親族その他の普段から対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書又は届出書の提出をするときは、対象者は当該書類の委任欄の記載をするものとする。

3 市長は、代理人に運転免許証等の本人確認書類の写し等の提出又は掲示を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

（確認書の提出受付開始日及び提出期限）

第6条 確認書の提出受付開始日は、令和6年7月5日とする。

2 確認書の提出期限は、令和6年10月31日とする。

（支給の決定等）

第7条 市長は、第4条の規定による確認書の提出があったときは、審査の上、速やかに支給を決定し、提出者に対して定額減税補足給付金（調整給付金）支給決定通知書（第3号様式）により通知するとともに、調整給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を行い、提出者が対象者に該当しない場合は、当該提出者に対し、定額減税補足給付金（調整給付金）不支給決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（調整給付金の支給等に関する周知等）

第8条 市長は、事業の実施に当たり、対象者、確認書提出の方法及び確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、対象者への通知、市ホームページその他の方法により周知するものとする。

（確認書の提出が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、対象者から第6条第2項の提出期限までに確認書の提出が行われなかった場合は、対象者が調整給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 市長は、第7条第1項の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、令和6年11月20日までに確認書等の補正が行われず、提出者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った調整給付金の返還を求めるものとする。

2 市長は、調整給付金の支給を受けた者が修正申告等により新たに春日井市物価高騰対応重点支援給付金支給事業実施要綱の規定による給付金その他同趣旨給付金の支給を受けた場合は、調整給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

様

春日井市長

定額減税補足給付金(調整給付金)支給要件確認書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき算出した結果、支給対象者に該当するため、次のとおり支給予定額をお知らせします。

次の内容を確認して、**令和6年 月 日までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。**

審査の上、給付金を振り込みます。

※オンライン申請を行う場合には、本確認書の返送は不要です。

支給方法

支給日

支給口座

支給額

※空欄の場合は、裏面で振込口座を選択してください。

(1) 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 (①)
	<input type="text"/> 円	— <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額 (②)
	<input type="text"/> 円	— <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額 (①)	住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額 計 (③) (①+②)
	<input type="text"/> 円	+ <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円
			↓ 調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
			<input type="text"/> 万円

注) 「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、**令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付する予定**です。

※令和6年中に春日井市外に転出される方又は転出された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となることあるため、**写し(コピー)を取って大切に保管してください。**

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写し(コピー)等を添えて返送期限までに提出してください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄(□)にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

※上記のほか、春日井市定額減税補足給付金支給事業実施要綱その他法令等の規定に従います。

上記記載内容に異議ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----	---	---	---	---------	--

裏面も必ず御確認ください

(2) 給付金の振込先口座の変更等

表面上部の口座欄が空欄の場合や、別の口座への振込みを希望する場合には、次のいずれか1つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。

(通帳等の写しは不要)

※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。

- ② 次の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
金融機関番号	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.通協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
		店番号			
ゆうちょ銀行		通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください)		通帳番号 ※右詰めで御記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を後記入ください。		1	0		

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、コールセンター(00-0000-0000)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、次の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金の確認・請求及び受給を委任します。			本人署名	署名
				※法定代理の場合は、この本人署名の記載は不要です。

提出書類

- 『定額減税補足給付金(調整給付金)支給要件確認書』(本書)

※ 必要事項を御記入ください。

氏名、確認日、連絡先電話番号(一枚目表面)

振込口座(一枚目裏面(一枚目表面の口座欄が空欄の場合などに記入))

- 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

- 『振込口座が確認できる書類の写し(コピー)』

※ 「(2)給付金の振込先口座の変更等」で②をチェックした場合のみ添付してください。

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

- 『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』

※ 表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な税額や扶養親族数がわかる上記書類の写し(コピー)を御用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

1枚目表面上部に記載の口座以外の口座で、「（2）給付金の振込先口座の変更等」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※ 1枚目表面上部に記載の口座、公金受取口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。 [「公金受取口座」の概要及び登録はこちら](#)



（公金受取口座制度とは）
国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。

定額減税補足給付金(調整給付金)支給要件確認書 送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

※調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額(推計)又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

(宛先) 春日井市長

市区町村
受付印

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、春日井市において給付要件に該当するか審査の上で、
記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

●変更後の送付先

(フリガナ) 氏名	生年月日	送付を希望する住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理人が変更届を提出する場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
上記の者を代理人と認め、 調整給付金支給確認書送付先変更届の提出を委任します。			本人署名	署名
				※法定代理の場合は、この本人署名の記載は不要です。

提出書類

 『定額減税補足給付金(調整給付金)支給要件確認書 送付先変更届』(本書)

※必要事項を御記入ください。

 変更後の送付先(本様式上部) 署名(本様式下部) 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※提出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を本様式下部に添付してください。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

年 月 日

様

春日井市長

定額減税補足給付金(調整給付金)支給決定通知書

給付金の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

氏名	支給決定額	口座振込日
	円	

年 月 日

様

春日井市長

定額減税補足給付金(調整給付金)不支給決定通知書

給付金については、次のとおり支給要件を満たさないため、不支給となりましたので通知します。

氏名	不支給事由